

阿賀野市告示第52号

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月10日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱（平成18年阿賀野市告示第397号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる日は、休日から除くものとする。

- （1） 日曜日に該当する1月1日
- （2） 5月の第一日曜日

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。